

# 大津市職員採用案内パンフレット制作業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

本要領は、「大津市職員採用案内パンフレット制作業務委託」にかかる契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名 大津市職員採用案内パンフレット制作業務委託
- (2) 業務内容 「大津市職員採用案内パンフレット制作業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年2月27日まで

## 3. 予算額

1,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 4. 実施形式

公募型プロポーザル

## 5. スケジュール

- 令和7年7月18日（金） プロポーザル審査委員会
- 令和7年7月30日（水） 公募開始
- 令和7年8月6日（水） 質疑受付締切
- 令和7年8月12日（火） 質疑に対する回答（ホームページ）予定
- 令和7年8月19日（火） 参加申込書等の提出締切
- 令和7年8月25日（月） 企画提案書等の提出締切
- 令和7年9月4日（木） プレゼンテーション審査

## 6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を

受けている者を除く。)でないこと。

(5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

(6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

#### ア 資本関係

(ア) 親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

#### イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

## 7. 質疑・応答

(1) 提出方法 【様式5】質問票により、持参、郵送、電子メール又はFAXにて提出すること。

※電子メールの場合は、メールの件名を「大津市職員採用案内パンフレット制作業務委託質問（商号又は名称）」とすること。

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間中に到着すること。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

※電子メール又はFAXの場合は、必ず電話で送信した旨を伝え、担当課で着信したことを確認すること。

※電話や口頭での質問や提出期間を過ぎた質問は受付けない。

(2) 提出期間 令和7年7月30日（水）から同年8月6日（水）まで  
ただし、閉庁日を除く。

(3) 提出時間 午前9時から午後5時まで

(4) 提出先 「16. 問合せ先」に記載のある担当窓口

(5) 回答日 令和7年8月12日（火）予定

(6) 回答方法 大津市ホームページにて掲載予定。

※トップページ⇒入札・契約トピックス「入札・契約情報」⇒プロポーザル⇒募集中のプロポーザル

## 8. 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則等の各規定を理解した上で、次に掲げる書類の原本1部（イに掲げる書類にあっては、原本1部及び副本6部）を提出すること。

※ 副本には、提案者の商号又は名称、代表者氏名など事業者が特定できる事項を記載しないこと。

#### ア 参加申込みに係る提出書類

- (ア) 参加申込書（様式1）
- (イ) 誓約書（様式2）
- (ウ) 会社案内（任意の様式）

※大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、次の書類も併せて1部提出すること。

- (エ) 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）、個人の場合にあっては身分証明書の写し
- (オ) 役員名簿（様式7）
- (カ) 直近年度の国税（法人税及び消費税）、市町村税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）

#### イ 企画提案に係る提出書類

- (ア) 企画提案書
- (イ) 見積書（任意の様式）
- (ウ) 業務受託実績調書（様式3）
- (エ) 本業務を受託した場合の実施体制（様式4）

### (2) 提出期限

#### ア 参加申込みに係る提出書類

令和7年8月19日（火）午後5時まで

#### イ 企画提案に係る提出書類

令和7年8月25日（月）午後5時まで

### (3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間中に到着すること。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

### (4) 提出先 「16. 問合せ先」に記載のある担当窓口

## 9. 企画提案書作成方法

### (1) 企画提案書記載事項

「大津市職員採用案内パンフレット制作業務委託」に係る仕様書の目的及び掲載内容等を考慮し、下記の内容を書類で提案すること。ただし、新たな項目について提案を行

うことは妨げない。

ア 会社概要及び事業実績

イ 職員募集パンフレットのキャッチコピー及びコンセプト

キャッチコピーの明示及び企画、コンセプトを具体的に記入すること。

ウ パンフレット表紙のイメージ図柄

エ 具体的な制作イメージ

8ページのページ割を示すこと。

オ 制作工程、スケジュール

## (2) 留意事項

ア 企画提案書はA4版とするが、表現等の問題でA3版を利用した方がわかりやすい場合はA3版の利用も可とする。表紙に「大津市職員採用案内パンフレット制作業務委託提案書」と記載すること。

イ 必要に応じて補足資料の提出を求めることがある。

ウ 企画提案書の提出は1社（者）につき1案とする。

## 10. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、大津市職員採用案内パンフレット制作業務プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) 審査方法 プレゼンテーション審査により行う。

(2) 審査日 令和7年9月4日（木）

(3) 審査順 企画提案書等を提出された順（受付順）に審査する。

(4) 審査員 市職員5名程度を予定。

(5) 会場等 詳細な日時、会場、提案時間及び参加人数等は、企画提案書等を提出した者に対して別途通知する。

※オンラインで参加を希望する場合、事前に人事課に了承を得ること。

※オンライン参加に使用する会議ツールや留意事項は対象者に対して別途通知する。

(6) 提案時間 20分間以内

※応募者多数の場合は、時間を変更する場合がある。

(7) 質疑応答 15分間以内

(8) 参加人数 3人以内

(9) 審査基準 下記の表を基本に審査を実施する。

No.	審査内容	項目	評価基準
1	組織評価	業務実績	他自治体における実績や類似業務実績を有しているか。
2		実施体制	本業務を遂行するにあたり、適切な人員配置・執行体制となっているか（経験者

			等の適切な人員が配置されているか)
3	基本事項 評価	事業の理解度、実施方針	業務内容の目的・内容を十分理解し、実施方針が具体的に明示されているか。
4		実施工程	業務スケジュールが適切に計画され、本業務を完遂できるものと判断できるか。
5		提案価格	見積価格から評価
6	提案内容・企画力 評価	プレゼンテーション	プレゼンテーションは分かりやすく説得力があり、取組に対する意欲が感じられるか。
7		企画・構成	ターゲットとなる応募者が興味を持つコンセプトが設定されているか。 提案者独自の手法やデザイン、構成が取り入れられているか。
8		その他有益な提案	本業務の効果を高めるために仕様書の内容以外で有益な提案があるか。

#### 11. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和7年9月12日（金）を予定。

#### 12. 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

#### 13. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。
- (4) 必要に応じて補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は、1社につき1案とする。

#### 14. 情報公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年3月25日条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については、決定後の開示とする。

## 15. その他

### (1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を大津市に請求することはできない。

### (3) 参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式6）を「16. 問合せ先」に記載のある担当窓口あてに提出すること。

### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 参考見積書の金額が、第3項の予算額を超過した場合

### (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

### (6) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 16. 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市総務部人事課（担当：林、吉川）

TEL 077 (528) 2711 FAX 077 (522) 4815

E-mail [otsul203@city.otsu.lg.jp](mailto:otsul203@city.otsu.lg.jp)